



個室ユニット 推進協ニュース Number 97

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

- 1面 社会福祉法改正へ
社会福祉法人改革でPTを決定
- 2面 神奈川県社協会長を表敬訪問
ユニットケア研修試行研修
全国大会に向けて始動
支部便り(北海道・静岡・岐阜)
第4回推進室会議開催
指導者養成研修修了
- 3面 施設紹介【北勝園】茨城県
施設紹介【ころぼっく】栃木県
- 4面 介護関連審議会ダイジェスト
コラム「こちら傍聴席」

社会福祉法改正へ

厚労省 一部改正案を提出へ 介護人材確保に数値目標

社会保障審議会福祉部会(田中滋会長)は、厚生労働省の社会福祉法人制度改革案と介護人材確保方策案を了承した。これを受けて厚労省は3月中旬に社会福祉法等の一部改正案を国会に提出し、成立を目指す方針。施行は一部を除いて2年後の平成29年4月1日の予定。社会福祉法(旧社会福祉事業法)は昭和26年の制定から最大の改正となる見通し。「いわゆる内部留保」については事業継続に不可欠な費用を控除した「余裕財産」として社会貢献に再投下する新たな仕組みを構築する。全国約1万7000法人は相応の対応を迫られることになる。11面表、4面ダイジェスト参照。

▽評議会の権限を強化

改正するのは、社会福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉施設職員等退職手当共済法。

社福改革は、一部法人の理事長による法人売却など不適正な経営管理や不透明な事業運営が明らかになったことを踏まえ、経営体制の強化と運営の透明性を高めることが狙い。

改革案によると、改革の基本的な視点として①公益・非営利性の徹底②国民への説明責任③地域社会への貢献の3点を挙げている。

具体的には、組織のガバナンス(内部統制)やコンプライアンス(法令遵守)を強化するため、理事・理事長・理事会の義務や責任を法律で明記する一方、全法人に評議会の設置を原則義務付け、評議員・評議員会を理事・理事長の「牽制機関」と位置付けて権限を強化する。また一定規模以上(収益10億円以上または負債20億円以上)の法人に会計監査人の設置を義務付ける。

運営の透明性を確保するため、情報開示の対象を拡大する。定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準などの公表を法律で明記。適正かつ公平な支出管理として役員報酬は定款または評議員会の議決で決定し、役員等の区分ごとに報酬総額を公表、個別報酬は所轄庁へ報告する。特別な利益供与を禁止するため100万円を超える取引は財務諸表に注

▽全法人に社会貢献を促す

社会福祉法人の公益性を高めるため、全法人に社会貢献事業を義務付け、低額・無料の福祉サービスなどを法人の責務とする。

日本再興戦略や規制改革会議などの場で指摘された「いわゆる内部留保」については、使途などを明確にする一方、余裕財産を福祉サービスに再投下する仕組みを導入する。



2月12日の第14回社会保障審議会福祉部会

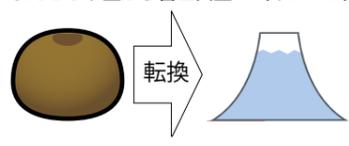
手前は、「いわゆる内部留保」から事業継続に必要な財産額を控除した残りの財産を「再投下可能財産」とし、再投下する。「社会福祉事業」「制度の狭間にあ

る地域公益事業」「その他」の順に再投下する。再投下財産のない法人は職員派遣などで貢献する。各法人は評議員会の承認を得て再投下計画を作り、公認会計士などの確認書を添付し、所轄庁の承認を得て実施する。具体的な仕組みは、厚労省が指針で示す予定。

▽「富士山型」へ転換

介護人材確保の方策は、都道府県ごとに介護人材需要推計と介護保険事業計画(3年に1回)を連動させて総合的に取り組む。ちなみに2025年(平成37年)の需要見込みは約248万人、現状での供給見込みは約215万人、受給ギャップ(不足人数)は差し引き約33万人(暫定値)。専門性や役割が混在している上、早期退職が多いため中なるみ状態の「まんじゅう型」から、介護福祉士を中核とした裾野の広い「富士山型」へ構造を転換させる。

2025年に向けた介護人材の構造転換
まんじゅう型から富士山型へ(イメージ)



具体的には、介護保険サービスを社会福祉事業に拡大するため、社福法を改正するに伴い、指針も見直す。介護職への理解やイメージアップ、労働環境・処遇の改善などにより参入を促し、若い人の就職や潜在介護福祉士の復職を促す。早期退職防止や介護ロボット導入も図る。

介護人材の資質向上のため、人材を「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」の3層に大別し、職責や養成の在り方などについて28年度をめどに方向性を示す。

延期されている介護福祉士資格取得の一元化については、平成34年度以降、介護福祉士資格取得に国家試験を義務付け、一元化を目指す。ただし養成施設ルートについては29年度から卒業者に受験資格を付与。「29年度から33年度までの卒業生には卒業から5年間、暫定的に介護福祉士の資格を与える。」「卒業後、連続して5年間、実務に従事すれば、資格保持者とみなす。」などの経過措置を示した。

社会福祉法人改革のポイント

理事・理事長・理事会	権限・義務・責任を法律上、明記する。
評議員・評議員会	全法人に評議員会の設置を義務付ける。理事(会)が選任・解任できない仕組みとし、任期を2年から4年に延長する。
会計監査人の設置	収益10億円以上または負債20億円以上に設置を義務付ける。
情報開示の追加	定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準、現況報告書の役員区分ごとの報酬総額の公表を法律上明記する。
適正な役員報酬	役員区分ごとの報酬総額を公表、個別の報酬額は所轄庁に報告する。
特別利益供与の禁止	禁止対象に評議員とその家族などを追加。100万円超の取引は財務諸表に注記する。
いわゆる内部留保	福祉サービスに再投下可能な※「再投下財産」と位置付ける。
投下計画の導入	全ての財産(純資産―基本金―国庫補助等積立金)から事業継続に必要な「控除対象財産額」を控除した※「再投下財産」を基に再投下計画を作成し、評議員会の承認、公認会計士の確認を経て、所轄庁の承認を得る。

社会福祉法人改革でPTを決定

社福法改正案をめぐる国会審議にも対処

社会福祉法人改革への対応について協議するため、推進協は2月20日に第4回執行委員会を緊急開催した。

今後の対応としては、左記の疑問点や問題点を明確にして、会計士や有識者も含めたプロジェクトチームを発足させ、迅速に対応していくことが決まった。

1. 理事会と評議員の役割分担について
 - ・ 評議員を決める時に、適正な人物がいない場合等はどう対処すべきか。
2. 再投下計画の控除項目について
 - ・ 再投下計画での内部留保の内、「事業継続に必要な財産」の次の控除項目をあきらかにしてほしい。①事業に活用する土地、建物等
 - ②建物の建替、修繕③手元流動資金
 - また、具体的な控除項目のサンプルを示してほしい。
 - (例・手元流動資金として認められる期間等)
3. 役員報酬について
 - ・ 責任と実務との実態を考慮した上での、役員報酬の基準を示してほしい。
4. 地域貢献事業について
 - ・ ガイドラインを作成して具体的な事例を示してほしい。

出席者：赤枝雄一会長、諸隈正剛副会長、李野暉尚副会長、藤村二期介護保険委員長、赤枝真紀子事務局長、植原多計志(顧問)、佐藤理絵(事務局長)

神奈川県福祉協会を表彰訪問

会員400施設超を目指し 赤枝会長

2月13日(金)、赤枝雄一会長は、高橋照比古理事(昭陽会理事長)と、横浜市栄区の上郷苑に神奈川県福祉協会の篠原正治会長(横浜長寿会理事長)を表敬訪問した。

個室ユニット型施設の会員拡大に向けた活動を、神奈川県から開始するにあたり、県社協へ協力を依頼した。



表敬訪問にて歓談の様子
(右) 篠原正治会長
(左) 赤枝会長

赤枝会長と広嶋稔之神奈川県支部長(特養みんなど暮らしすまじ施設長)は、4月から県下の施設を訪問し、入会を促進する。現在、会員施設は全国で373施設。神奈川県は42施設。平成27年度中に400施設超えを目指す。



(左) 篠原正治会長
(右) 高橋照比古理事長

ユニットケア研修試行研修

2月27日(金)、推進協会員10施設は、三菱総研主催「平成26年度老人保健健康増進等事業「ユニットリーダー研修のあり方」調査事業のユニットケア試行研修・集合研修IIに参加した。本試行研修は、ユニットリーダー研修に活用可能な新しい実践的な能力を高める手法としてアクティブラーニングを取り入れている。

山口健太郎近畿大学建築学部准教授が「この研修はハウツーを学ぶ研修ではなく、自ら答えを探し出していく研修。教えるのは簡単ですが、実践するのは難しい。どんな場面においても解決策を見つけ出せるスキルを身に付ける。人間力アップにもつながるので、是非、前向きに取り組んでいただきたい。」と開会の挨拶をした。

受講生17名(推進協から10名、日本ユニットケア推進センターから7名)は、2月3日の集合研修Iでの実践課題(自施設の入居者の一人をモデルとしてケアプランを見直し、3週間取組みを行なう)の結果を2グループに分かれて、各自5分で発表した。



壁に貼った自分のケアプランを前に発表する日隠里美さん(明尽苑)

続いて、山口准教授、田中涼子施設長(ももやま)、野方美香施設長(梅

光園)、梅津鋼施設長(ちようふ花園)、仲尾秀樹施設長(シャローム富士川)が講師を兼ねたパネリストとして意見交換した。

その後、受講生の代表として3名が選ばれ、再度、発表し、講師の質問に答えた。

宮内恵美課長(梅光園)は「アルツハイマー型認知症で特に課題がない人」をあえて課題に選んだ。山口准教授は「課題がない人を取り上げた点が素晴らしい」と評価した。

草津亮介主任(玄海園)は「リスクや病気を一番に考えがちな「介護者目線でのケアプランの見直し」に取組んだ。「PCを利用した記録の簡素化により、全員で情報共有することで新たな気づきへとつながった」と話した。

水谷直哉介護主任(梅香の里)は「白血病入居者の看取り」に取り組んだ。「今まで現場任せだったが、多職種で協働し再モニタリングしてケアプランを見直した。ケアプランが充実し、職員も意識的にケアプランを見るようになった」と話した。

本試行研修の結果は、今後のユニットリーダー研修のカリキュラム見直しの参考となる予定だ。

参加施設：岐南仙寿うれし野、玄海園、このすたんぽぽ翔裕園、しよらじゆの里三保、第二グレイスフル春日井、ニューバード、梅光園、梅香の里、みんなと暮らしすまじ、明尽苑(敬称略・五十音順)

※試行研修にご参加・ご協力いただきました施設の皆様へ感謝申し上げます。(事務局)

支部便り

北海道 静岡 岐阜

2月25日(水)に静岡支部(栗野裕治支部長)が男女共同参画センターあざれあで、3月6日(金)に岐阜支部(安江紀子支部長)が岐阜グランドホテルで、3月7日(土)に北海道支部(大久保幸積支部長)が北星学園で、地域ネットワーク研修会を開催した。

厚生労働省高齢者支援課の懸上忠寿課長補佐が「今後の地域包括ケアの推進と事業者の役割について」講演した。岐阜支部の研修会には、岐阜市福祉部介護保険課の渡邊真吾副主査が来賓として参加した。

懸上課長補佐は、社会福祉法人の内部留保について「社福は非課税ということもあり、これまで厳密に費用を計上していない法人もあったのではないかと。社福の会計制度を見直さなくてはならない。まずは日頃の会計処理を適切に行う事が大事。適正な会計処理が、正確な数字として経営実態調査に反映され、内部留保も



懸上忠寿課長補佐



2月25日男女共同参画センターあざれあ

同研修会は3月30日(月)にも沖繩支部(上里絹代支部長)が東雲の丘(アクロポリス)で開催予定。

全国大会に向けて始動

2月8日(日)、宮城支部(眞壁もり子支部長)は仙台のメトロポリタンホテルで全国研修大会 in 仙台の第1回目の打ち合わせを開催した。

社会福祉法人元氣村の佐々木亀一郎グループ統括本部長、眞壁支部長他、宮城県内施設職員9名と事務局で、2日間のスケジュールやテーマ、講師依頼について話しあった。

進む重度化、増える看取り

「記録と説明責任」「家族との信頼関係の構築」がますます重要に

より企業会計に近い。特養に求められる役割として、特養が施設内サービス完結型から、地域をマネジメントする地域支援型に変わっていくことを期待している」と述べた。

続いて、平成27年度介護報酬改定について「特養の重点化(特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定)については、原則、要介護度2以下の場合、新規入所できないので、留意してほしい」「特養の重点化に伴い、医療ニーズの高い入居者が増え、生活を営む場の特養でも看取りが増えていく。『この施設で良かった』と家族に納得してもらえないような信頼関係を構築することが大事。そのためには記録をきちんと取り、データに基づき家族に理解を得られるように説明をすることが重要である。家族との信頼関係をどう高めていけるかがカギになってくる」と述べ、記録と説明責任の重要性を強調した。

同研修会は3月30日(月)にも沖繩支部(上里絹代支部長)が東雲の丘(アクロポリス)で開催予定。

第4回推進室会議開催

推進協は3月2日(月)、A.P品川(東京都港区)で「平成26年度第4回ユニットケア研修事業推進室会議」を開催した。平成27年度ユニットケア研修について協議し、以下のとおり決まった。

【第1号議案】平成27年度ユニットケア研修について
①平成26年度の受講実績を考慮し、開催場所・開催時期・開催回数について再検討した。第3期の千葉を東京へ変更、仙台は中止し、第5期(2月)に東京で開催する。

②ユニットリーダー研修の「認知症の理解と権利擁護」のカリキュラムを現行の60分から管理者研修と同様の80分に変更し、内容は権利擁護を重視する。

③これまでは、修了証書を運営計画書の6ヶ月後の評価前に発行していたが、平成27年度より6ヶ月後の評価提出後の発行とする。修了証書が急ぎで必要な場合、代わりに修了見込証明書を発行する。

④実地研修施設への委託手数料については、実績に基づき支払う。

⑤座学開始7日前を過ぎてからの受講料は、現行の受講料全額から事務局にて実費積算した金額に変更する。

【第2号議案】ユニットケア研修ファシリテーターの役割について
【第3号議案】平成27年度実地研修施設選定調査について
①平成27年4月からの報酬改定、今後のユニットケア研修カリキュラム改訂等も考慮した選定調査項目へ改

変。平成27年度の選定調査からの実施を目指す。

【第4号議案】平成27年度ユニットリーダー研修実地研修施設勉強会について
【第5号議案】その他

①突発的な事案の発生時は井手明利推進室長と協議の上、決定。判断しかねる場合は会長・事務局長の判断とする。

②ウェブ会議システムを導入し、平成27年度からはウェブで会議を開催する。アクティブラーニングの手法としてユニットケア研修への導入も考えていきたい。

③「会員特典としてユニットケア研修指導者が施設へ出向いて研修を行うのはどうか」という意見。これについては研修委員会へ協議を依頼。

指導者養成研修修了

新講師8名誕生

推進協は3月3日(火)、都内の大田区産業プラザで、平成26年度ユニットケア研修指導者養成研修の修了研修を開催した。

開講式では講師の井手明利施設長(望洋の郷)、野方美香施設長(梅光園)が、「指導者の伝える内容が、受講者施設のユニットケアの基礎となる責任の重さを自覚してほしい」「尊敬を守る言葉遣いが推進協の指導者として求められる」などと述べた。

7施設8名の受講者は既に初期研修と実地研修(ユニットリーダー研修座学講義)2回を受講しており、今回が最後の研修。受講者は作成してきた指導案を基に45分間の模擬講義を行なった。模擬講義終了後、講師は各受講者にアドバイスの言葉を送った。

今回研修を修了した8名は、27年度ユニットリーダー研修の講師を担当する。



模擬授業の様子



修了証書授与式

施設紹介

Vol.91

茨城県

社会福祉法人北養会

特別養護老人ホーム 北勝園

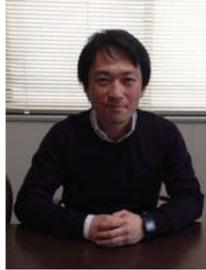


ひたちなか市

～経験と地域ネットワークを財産に、安定・継続した「満足」を提供しています～

「2000名を超えるボランティア」
古くからの土地柄もあって自治会や民生委員の方をはじめとして年間延べ2000名を超えるボランティアの方々を支えていただいています。入居者の皆様とのふれあいから、環境

「地域の方が施設へ入って来ていただくことで、施設の生活歴だけでは見えない部分が見えてくることでもあります。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、北勝園が地域の拠点となり地域に開かれた施設となるように、地域包括ケアシステムを推進していきたいと考えています」



伊藤浩一施設長

ひたちなか市は日立製作所の町として発展し、施設周辺には工場や団地が多い地域です。近隣にお住まいのご高齢者や介護を必要とされる方に福祉サービスを提供する地域の中核施設として、行政等からの委託業務や各種在宅サービスを行い、地域により密着した事業を幅広く展開しています。

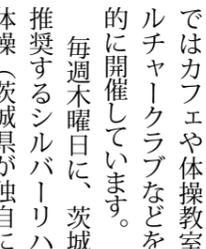


施設全景

北勝園は昭和57年、ひたちなか市で初めての施設として開設しました。

「もれびテラスで地域交流」
「地域とのつながり」を目的として設置されたスペース「もれびテラス」ではカフェや体操教室、カルチャークラブなどを定期的に開催しています。

毎週木曜日に、茨城県が推奨するシルバリーハビリティ体操（茨城県が独自に養成したシルバリーハビリティ体操）やレインボー健康体操（脳の活性化と筋力と骨の強化により、寝たきりを防止するために考案された体操）を無料で開催。



無料で気軽に参加できるレインボー健康体操

施設周辺には団地が点在していますが集会所が無く、体操する機会が無いことを知った施設長が、歩いて通える距離にある「もれびテラス」を提供、体操教室がスタートしました。

設備、レクリエーション関係、リネン交換など、幅広く積極的に協力していただいています。

地域との関わりの中で育まれてきたネットワークは当園の財産です。最近の課題は、ボランティアの方の高齢化です。最高齢は82歳。今まで助けていただいた恩返しがどのようにできるか、運営を考えています。

「認知症カフェを毎月開催」
昨年8月25日に認知症カフェ「わすれんぼうカフェ」をオープン。毎月1回開催し、これまでに計6回25名の方が参加されました。



「毎週恒例 ほしほも作り」
ひたちなか市は日本のほしほの生産量の7割を占めると言われる、日本一のほしほ産地です。

「認知症カフェを毎月開催」
昨年8月25日に認知症カフェ「わすれんぼうカフェ」をオープン。毎月1回開催し、これまでに計6回25名の方が参加されました。

「認知症カフェを毎月開催」
昨年8月25日に認知症カフェ「わすれんぼうカフェ」をオープン。毎月1回開催し、これまでに計6回25名の方が参加されました。

で、入所後も近所付き合いが途切れることなく続いています。

〒312-0032 茨城県ひたちなか市津田2093-1 TEL:029-272-1178 FAX:029-274-1172

【特養（従来型）】定員50名 【地域密着型（ユニット型個室）】16名 【ショートステイ】14名 【デイサービス】50名

Vol.92

栃木県

社会福祉法人光誠会

特別養護老人ホーム ころぼっくる



宇都宮市

～安心して過ごせる空間づくりを目指しています～

「法人理念」
・高齢者の方々が安心して「楽しく」暮らせる「住まい」の実現
・至誠・不屈・礼儀を貫くことのできる人材及び人財



古口誠二理事長

「施設名の由来」
アイヌの伝承に登場する小人「コロボツクル」のように、お互いに協力して助け合いながら生活している施設を目指して命名しました。

「薄井施設長から」
平成24年4月に開設、3年が経過しました。職員一同、理念に則って日々の業務にあたり、また、安心を提供できる介護の質の向上に取り組み続けています。

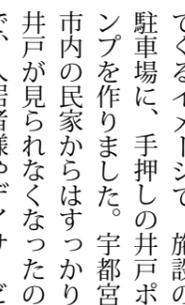
「地域交流スペースの活用」
入居者ご家族を対象に月一回ユニット毎に喫茶店を開いています。今までに4回開催し、最近では20人を超えるほどの人気となっています。

当施設は宇都宮駅から北に車で15分、閑静で住みやすい環境の中に建てられています。「マンション風」をコンセプトに、従来の介護施設のイメージを180度変えようという狙いで建設しました。



「マンション風」をコンセプトにした施設

「暮れかしの井戸」
夜になると、コロボツクルが水を飲むために集まってくるイメージで、施設の駐車場に、手押しの井戸ポンプを作りました。宇都宮市内の民家からはすっかり井戸が見られなくなったので、入居者様やデイサービスやショートステイの利用者様が昔を懐かしみ、喜んでポンプを押す姿も見受けられます。



「暮れかしの井戸」
夜になると、コロボツクルが水を飲むために集まってくるイメージで、施設の駐車場に、手押しの井戸ポンプを作りました。宇都宮市内の民家からはすっかり井戸が見られなくなったので、入居者様やデイサービスやショートステイの利用者様が昔を懐かしみ、喜んでポンプを押す姿も見受けられます。

また、月に一回居酒屋を開催。居酒屋での勤務経験を持つ職員に飾り付けを手伝ってもらい、看護師、介護士の見守りのもと、雰囲気だけでも楽しんで頂くというノンアルコールを提供しています。

また、月に一回居酒屋を開催。居酒屋での勤務経験を持つ職員に飾り付けを手伝ってもらい、看護師、介護士の見守りのもと、雰囲気だけでも楽しんで頂くというノンアルコールを提供しています。

重要です。理念に基づき専門性の高いサービスを提供し、利用者の方に選んでいただける施設を目指しています。

この他、公民館が工事で使えない地域の方へエアロビクス教室の利用にも解放。今後も地域交流スペースを活用して、地域の方との交流に繋げていきたいと考えています。



居酒屋での勤務経験を持つ職員の飾り付けは本当の居酒屋にいる気分に・・・

また、月に一回居酒屋を開催。居酒屋での勤務経験を持つ職員に飾り付けを手伝ってもらい、看護師、介護士の見守りのもと、雰囲気だけでも楽しんで頂くというノンアルコールを提供しています。

また、月に一回居酒屋を開催。居酒屋での勤務経験を持つ職員に飾り付けを手伝ってもらい、看護師、介護士の見守りのもと、雰囲気だけでも楽しんで頂くというノンアルコールを提供しています。

地域交流スペース

〒321-0973 栃木県宇都宮市岩曾町1310番地1 TEL:028-683-0222 FAX:028-683-0223

【特養】定員50名 【ショートステイ】10名 【デイサービス】12名

介護関連審議会等ダイジェスト

第14回社会保障審議会

福祉部会（2月12日）

【概要】厚労省の社会福祉法人改革案を了承した。厚労省は法令改正に着手し、1面参照

社会福祉法人改革案（要点）

- ◆基本的な視点①公益・非営利性の徹底②国民への説明責任③地域社会への貢献
- ◆経営組織の見直し↓ガバナンス（内部統制、コンプライアンス（法令遵守）を強化）
- ◆理事・理事長・理事会、義務や責任を法律で明記する。
- ◆評議員・評議員会、理事・理事長の牽制機関と位置付け、権限と責任を法律で明記する。理事・理事長が選任・解任できないようにする。任期を2年から4年に延長する。
- ◆会計監査人、一定規模以上（収益10億円以上または負債20億円以上）の法人に設置を義務付ける。
- ◆運営の透明性の確保↓情報開示の対象範囲を拡大。
- ◆情報開示①定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準などの公表を法律で明記する。
- ◆適正かつ公平な支出管理↓役員報酬の透明化、特別利益供与の禁止など。
- ◆役員報酬①定款または評議員会の議決で決定。役員等の区分ごとに報酬総額を公表し、個別報酬は所轄庁への報告事項とする。特別な利益供与を禁止するため100万円を超える取引は財務諸表に記載する。
- ◆地域における公益的な取り組み↓全法人に社会貢献事業を義務付け。
- ◆低額・無料の福祉サービスなど、福祉サービスを法人の責務とする。
- ◆内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下↓再投下計画を制度化。
- ◆いわゆる内部留保から事業継続に必要な財産を控除した財産を「再投下可能財産」と位置付け、再投下する。①社会福祉事業②制度外された地域公益事業③その他④の順。再投下計画は評議員会の承認を得て、公認会計士または税理士の確認書を添付し、所轄庁の承認を得る。地域のニーズを把握する「地域協議会」を開催する。
- ◆行政の関与↓自立性を前提に指導監督を強化。
- ◆立ち入り調査権、勧告・公表の規定の整備が必要。一方、適切な運営や会計処理を行っていると思われる法人には定期監査を延長する。

第4回介護人材確保専門委員会（2月23日）

【概要】厚労省が提出した報告書案を大筋で了承した。次回、取りまとめる。

全国厚生労働関係部局長会議（2月23・24日）

【概要】厚労省が都道府県などに対して27年度予算案や社会福祉法人改革、介護人材確保の方策などについて説明し、理解と協力を求めた。

- ◆予算案関連 ①地域医療介護総合確保基金（介護分）724億円、都道府県に設置された基金を活用し、地域密着型サービス施設の整備や広域型介護施設の開設、特養多床室のプライバシー保護のための改修、介護人材確保対策などの経費を助成する②平成27年度介護報酬改定費2兆6201億円（うち介護職員処遇改善費1051億円）など。
- ◆法令改正 社会福祉法人改革と介護人材確保のため、社会福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正案を国会に提出する。また施行規則や指針なども見直す。
- ◆介護人材需要推計（暫定値）都道府県推計による2025年（平成37年）の需要見込みは約248万人、現状推移シナリオによる供給見込みは約215万人、受給ギャップ（不足）は差し引き約33万人。5月ごろをめどに確定値を取りまとめる。

第5回介護人材確保専門委員会（2月25日）

【概要】報告書「2025年に向けた介護人材の確保」(5)量と質の好循環の確立に向けて(5)を取りまとめ、福祉部会に報告することを決めた。

2025年に向けた介護人材の確保（要点）

- 【1】はじめに 2025年に向けた介護人材の構造転換が必要。専門性や役割が混在、早期退職が多い「まんじゅう型」から介護福祉士を中核とした裾野の広い「富士山型」へ転換する必要がある。
- 【2】具体的な方策
- ◆参入促進 介護職への理解やイメージアップ、労働環境・処遇の改善などを図り、若い人の就職や潜在介護福祉士の復職を促す制度を創設する。
- ◆労働環境・処遇の改善 ○働きやすい環境を整備するエルダー・メンター制度の活用などによって新入者の早期退職を防ぐ○キャリアパスを整備する○介護ロボット導入などによって腰痛対策や負担軽減を図る。

◆資質の向上 ○介護人材を「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」の3層に大別し、それぞれの職責や養成の在り方などについて28年度をめどに方向性を示す。

◆介護福祉士資格取得方法の一元化 平成34年度以降、介護福祉士資格取得に国家試験を義務付ける。〈養成施設ルート〉経過措置として①29年度から卒業生に受験資格を付与する②29年度から33年度までの卒業生には（ア）卒業から5年間、暫定的に介護福祉士の資格を与える（イ）原則、卒業後、連続して5年間、実務に従事すれば、資格保持者とみなす。〈実務経験ルート〉28年度から実務者研修を義務付ける。働きながら資格が取得できるようにするため科目別に合格を認定する「単位制」を導入を検討する。〈福祉系高校ルート〉実務経験9カ月以上で受験資格が与えられる「特例高校」を28年度から30年度までの入学者を対象に再実施する。

【III】関係主体の役割と連携（略）

【IV】2025年に向けた総合的な確保方策

◆総合的な確保方策の策定 2025年に向け、必要な法令改正を行う。

◆福祉人材確保指針の見直し 介護保険サービスを社会福祉事業に拡大（該当）させる社会福祉法を改正するのに伴い、指針を見直す。

◆介護人材需要推計の定期的な実施 都道府県は介護人材需要推計を継続的に実施し、介護保険事業計画（3年に1回）に合わせてPDCAサイクルで具体的に策定する。

【概要】介護人材確保専門委員会の報告を了承した。

【概要】厚労省社会・援護局が主催。都道府県の介護担当職員が先進的な介護人材確保の取り組みの実例や介護ロボットの開発・活用状況などについて説明を受け、意見交換した。

第4回 医療介護総合確保推進会議（3月6日）

【概要】平成27年度予算案に計上された医療介護総合確保基金1680億円（医療分904億円、新規の介護分772億円）について議論した。厚労省は都道府県が基金を使って実施する事業の事後評価の方法などを説明した。

【意見交換】「計画段階で達成目標を設定しないと、評価できない事業も出てくる」「介護分724億円のうち介護人材確保に使う予算はわずか90億円。介護人材不足の厳しさが反映されていない」など。

【概要】厚労省の社会・援護局が所管する福祉、保護、援護などに関する27年度予算案や制度改正などについて都道府県に説明した。（注）社会福祉法人改革と福祉人材確保に関する説明（要点）は以下の通り。

- ◆社会福祉法人制度の見直し
 - ・社団法人の公益性・非営利性を徹底する観点から社会福祉法を改正する。
 - ・組織のガバナンス（統治）強化とコンプライアンス（法令遵守等）を確保するため、理事（会）、理事長、評議員（会）、監事、会計監査人責務を法律に明記する。
 - ・運営の透明性を確保するため新たに定款、事業計画書、役員報酬基準を閲覧対象とする。また定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表の対象とする。
 - ・財務規律を実効性あるものにするため役員報酬基準や取引内容を公表し、適正かつ公正な支出管理を求める。
 - ・いわゆる内部留保（利益剰余金）のうち事業継続に必要な財産以外の財産（再投下財産）は福祉サービスに再投下し、地域に還元する。
 - ◆福祉・介護人材の確保
 - ・5月をめどに介護人材需要推計を確定する。また7月をめどに都道府県における地域医療介護総合確保基金等を活用した取組の内容を確定し、その後2025年に向けた総合的な確保方策を示す予定。
 - ◆社会福祉施設の防災対策
 - ・社会福祉施設の耐震化臨時特例基金は26年度で終了するが、27年度も必要な予算を確保する。

ウの目タカ目
こちら傍聴席

発言の真意は？

○：「厳しい方向だと思いますが、世間の目はもっと厳しい」「株式会社にはできないことをやるのが社会福祉法人」。2月5日の社会保障審議会福祉部会。社会福祉法人改革案をめぐる審議の終了前、田中滋会長（慶応義塾大学名誉教授）が語気を荒げた。いつも冷静に語りかける田中会長にしては珍しいことだ。

○：この日、厚生労働省が審議結果をまとめた改革案を初めて示した。理事・理事長・理事会の「牽制機関」として評議員会の設置を全法人に義務付ける。役員報酬は役職区分ごとに総額を公表。余裕財産は社会貢献に再投下する。中身は規制緩和の流れに逆行するような規制強化策のオンパレード。

○：理事長の独断による法人の売却（運営移管）、親族縁者への利益供与、財務諸表など情報開示の遅れなど、一部の法人による不適切な経営実態が明るみに出た。そこを株式会社への参入を求める規制緩和派に付け込まれて、内部統制や法令遵守、ついには支出管理の適正化や内部留保の使い道まで指示されることになった。社福に対する批判が、それとも奮起を促す激励か、田中会長の発言の真意は？（権）

規制強化策



- 【研修会、勉強会等報告】
- 3月3日（金）大田区産業プラザP10 指導者養成研修修了研修
 - 3月13日（金）福岡リファレンス フォローアップ研修（福岡会場）
 - 3月17日（火）TKP新福岡リファレンスセンター フォローアップ研修（東京会場）
 - 【平成27年度ユニットケア研修（前期）】
 - 第1期ユニットリーダー研修
 - 6月17日（水）19日（金）福岡会場・リファレンス駅東ビル
 - 6月24日（水）26日（金）名古屋会場：ウインクあいち
 - 6月29日（月）7月1日（水）東京会場・大田区産業プラザP10
 - 8月3日（月）5日（水）大阪会場・大阪府社会福祉協議会
 - 第2期ユニットリーダー研修
 - 8月26日（水）28日（金）横浜会場・福祉保健研修交流センター ウィリング横浜
 - 9月2日（水）4日（金）静岡会場・静岡県男女共同企画センターあざれあ
 - 9月10日（木）9月12日（土）大阪会場・堺市産業振興センター

推進協活動報告

（平成27年3月）

- 3月2日（月）AP品川 ユニットケア事業推進室会議
- 3月11日（水）フクラシア品川 総務企画広報委員会
- 3月16日（月）AP品川 理事会
- 【今後の予定】
- 3月19日（木）AP品川 ユニットケア推進事業合同会議
- 3月20日（金）神奈川県社会福祉会館 神奈川支部研修会

ユニットケア研修情報

- 3月3日（金）大田区産業プラザP10 指導者養成研修修了研修
- 3月13日（金）福岡リファレンス フォローアップ研修（福岡会場）
- 3月17日（火）TKP新福岡リファレンスセンター フォローアップ研修（東京会場）
- 【平成27年度ユニットケア研修（前期）】
- 第1期ユニットリーダー研修
 - 6月17日（水）19日（金）福岡会場・リファレンス駅東ビル
 - 6月24日（水）26日（金）名古屋会場：ウインクあいち
 - 6月29日（月）7月1日（水）東京会場・大田区産業プラザP10
 - 8月3日（月）5日（水）大阪会場・大阪府社会福祉協議会
- 第2期ユニットリーダー研修
 - 8月26日（水）28日（金）横浜会場・福祉保健研修交流センター ウィリング横浜
 - 9月2日（水）4日（金）静岡会場・静岡県男女共同企画センターあざれあ
 - 9月10日（木）9月12日（土）大阪会場・堺市産業振興センター

